



確定給付企業年金 財政決算マニュアル



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。
お電話の際は、証券番号をあらかじめご確認くださいませようお願いします。

年金サービス室 財政グループ

 **0120 - 307876**

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日・12/31～1/3を除く)

はじめに

確定給付企業年金制度における「決算」は大きく区分して2種類あります。

I. 各資産管理運用機関による決算報告(収支決算)

年金資産を受託する資産管理運用機関が、事業年度ごとにお預かりしている年金資産等の収支状況等をご連絡する決算報告であり、住友生命からは「保険資産に関するご報告」という報告書でご報告いたします。

II. 地方厚生局への決算報告(財政決算)

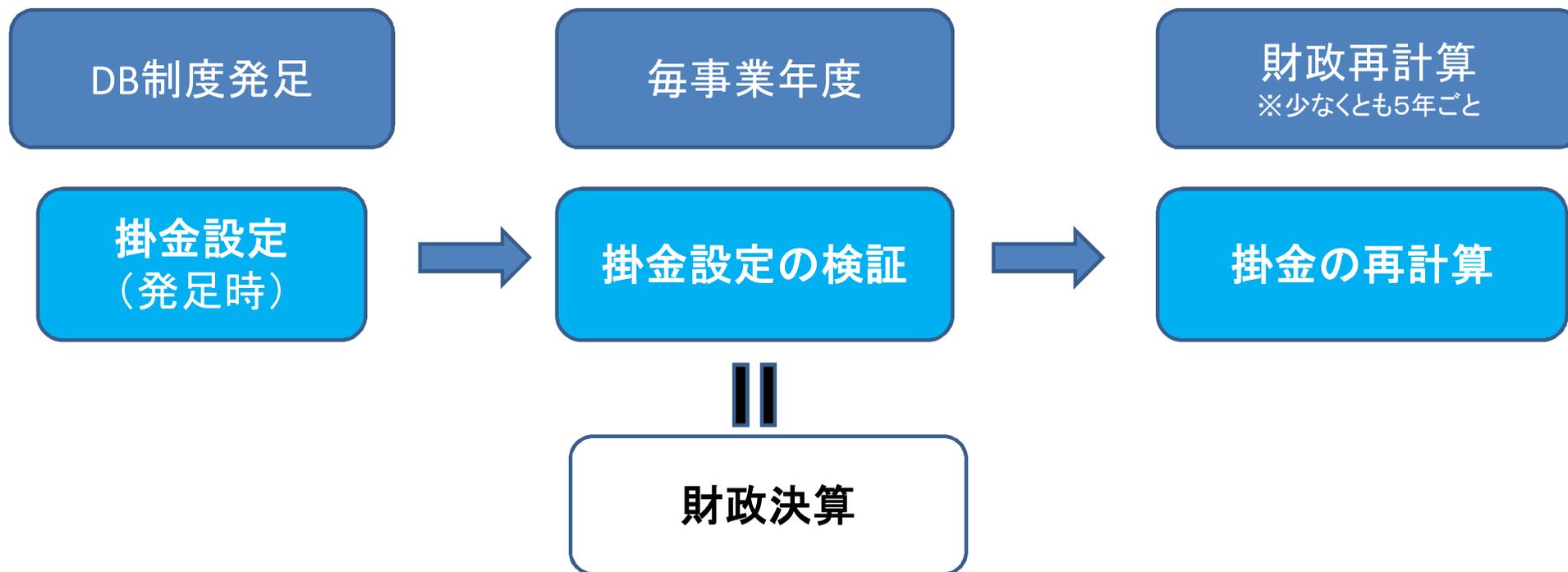
確定給付企業年金法で規定されている行政あて提出書類であり、法令の定めにより「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書」を作成し、地方厚生局に提出する必要があります。この決算報告のことを財政決算と呼んでおり、本マニュアルで財政決算報告の意義、目的等をご説明します。

目次:

1. 財政決算とは	3~5頁
2. 財政検証に使用する指標について	6~7頁
3. 「継続基準の財政検証」	8~9頁
4. 「非継続基準の財政検証」	10頁
5. 「積立超過の財政検証」	11頁
6. 「加入者数大幅変動の検証」	12頁

1. 財政決算とは

- 確定給付企業年金制度(以下、「DB制度」といいます。)では将来の給付支払を長期間にわたって維持できるよう安定した財政基盤を確立することが求められます。
- DB制度の発足時には将来の給付に見合った(将来にわたって財政の均衡が保たれる)掛金設定(※)を行います。時間の経過とともに当初の見込みと実績との間に乖離が生じるため定期的に財政状況の把握・検証を行い、必要に応じて掛金の設定を見直していく必要があります。
- 財政決算とは、この掛金設定の見直し要否・妥当性を毎年検証する仕組みのことです。



(※) 予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給率 等を用いて設定します。(本則基準の場合)

1. 財政決算とは

b. 財政決算における財政検証の内容

財政決算では次の4つの視点から財政状況を検証します。

財政決算における4種類の財政検証

① 継続基準の財政検証

③ 積立超過の財政検証

② 非継続基準の財政検証

④ 加入者数大幅変動の検証

2. 財政検証に使用する指標について

財政検証に使用する指標についてご説明します。

I. 純資産額(時価)

基準日時点で保有している年金資産(保険資産・信託資産)に流動負債、流動資産を加味した実態上の年金資産額のことをいいます。

※ 流動負債の例 : 計算基準日時点で送金途上の給付金や返金が決まっている掛金等の額

※ 流動資産の例 : 計算基準日時点で未収となっている掛金等の額

II. 数理債務【年金制度の充足状況把握に使用】

将来の収入として現制度の標準掛金だけを考えた場合に、将来の給付のために現時点で保有しなければならない積立金の目標額のこと、以下のとおり算出します。

【 数理債務 = 通常予測給付現価 - 標準掛金収入現価 】

III. 未償却過去勤務債務(特別掛金収入現価)

将来の加入者数や総給与が一定という仮定のもとで、将来の収入として期待できる特別掛金総額の現在価値のこと、以下のとおり算出します。

【 特別掛金収入現価

= 基準日時点の1回分 特別掛金額 × 残余償却期間に応じた現価率 】

2. 財政検証に使用する指標について

IV. 責任準備金【継続基準の財政検証に使用】

将来の収入として標準・特別掛金およびリスク対応掛金を考えた場合に、現時点において保有しておかなければならない積立金の目標額で、以下のとおり算出します。

【 責任準備金 = (通常予測給付現価 + 財政悪化リスク相当額)

－ (標準・特別掛金収入現価 + リスク対応掛金収入現価 + 追加拠出可能額現価) 】

※財政悪化リスク相当額 : 財政悪化時に想定される積立不足額のことをいいます。厚生労働省が定めた一定のルールに基づいて算出されます。

※追加拠出可能額現価 : 積立状況に応じて、リスク対応掛金をあとどのくらい拠出できるか表したもので、ゼロから財政悪化リスク相当額までの間の値になります。

V. 最低積立基準額【非継続基準の財政検証に使用】

過去の加入者期間に応じて発生したとみなされる給付(最低保全給付)を確保するために必要な積立金額であり、最低保全給付の現価計算を行って算出したものです。

現価計算に用いる予定利率については、直近5年間に発行された30年国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。

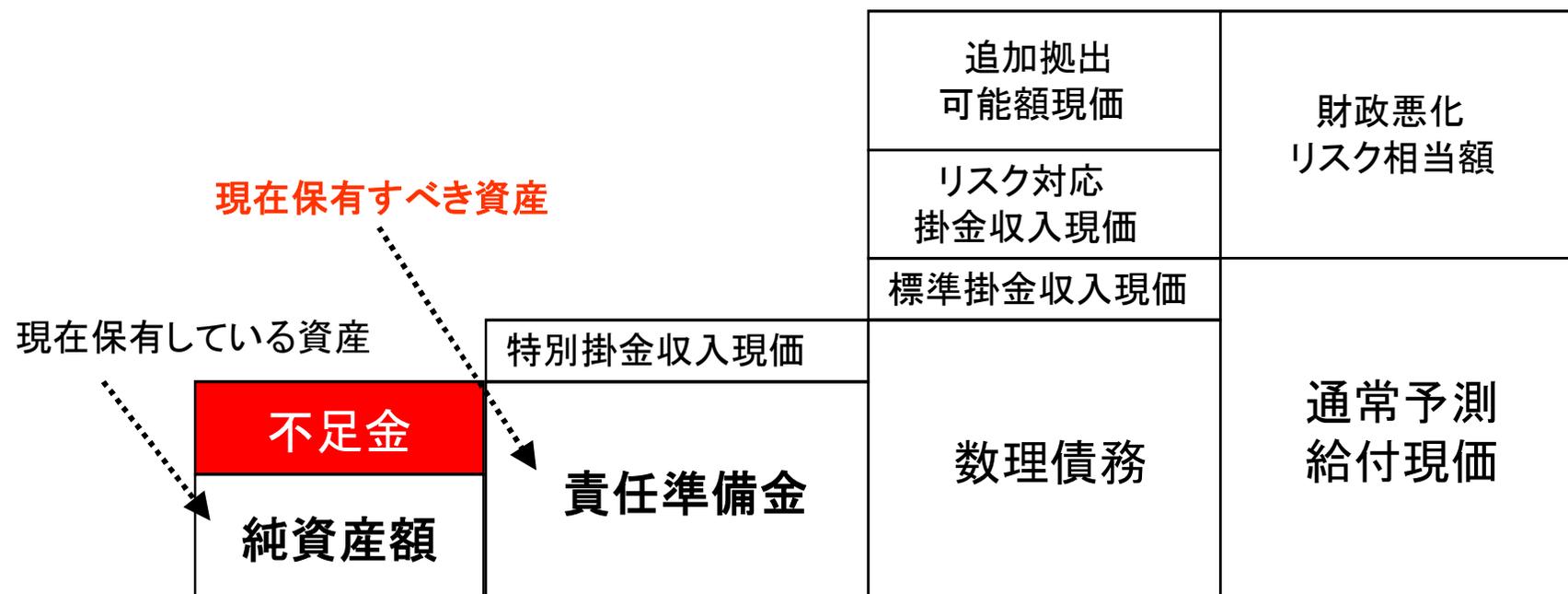
3. 「継続基準の財政検証」

現時点で設定されている掛金で将来の給付支払が行えるか検証することを「継続基準の財政検証」といいます。検証方法として、給付現価から将来の掛金収入をすべて控除した額が年金資産として積み立てられているかどうかを確認します。

「純資産額(時価)」と「責任準備金」を使用し、積立水準が1.00(100%)を下回る場合(純資産額が責任準備金を下回る場合)、継続基準を満たさないこととなります。

【 継続基準の積立水準 = 「純資産額(時価)」÷「責任準備金」 】

※各指標の意味については6・7頁を参照ください。



3. 「継続基準の財政検証」

継続基準を満たさない場合でも、純資産額が責任準備金に対して不足している額が一定の許容範囲内であれば掛金を見直す必要はありません。この一定の許容範囲を「許容繰越不足金」といい、以下の2種類のいずれかを設定します。

①責任準備金の15%(以下)の額を許容繰越不足金とする方法

②標準掛金収入現価(20年間分)の15%(以下)の額を許容繰越不足金とする方法



⇒継続基準を満たさないが、掛金見直し不要

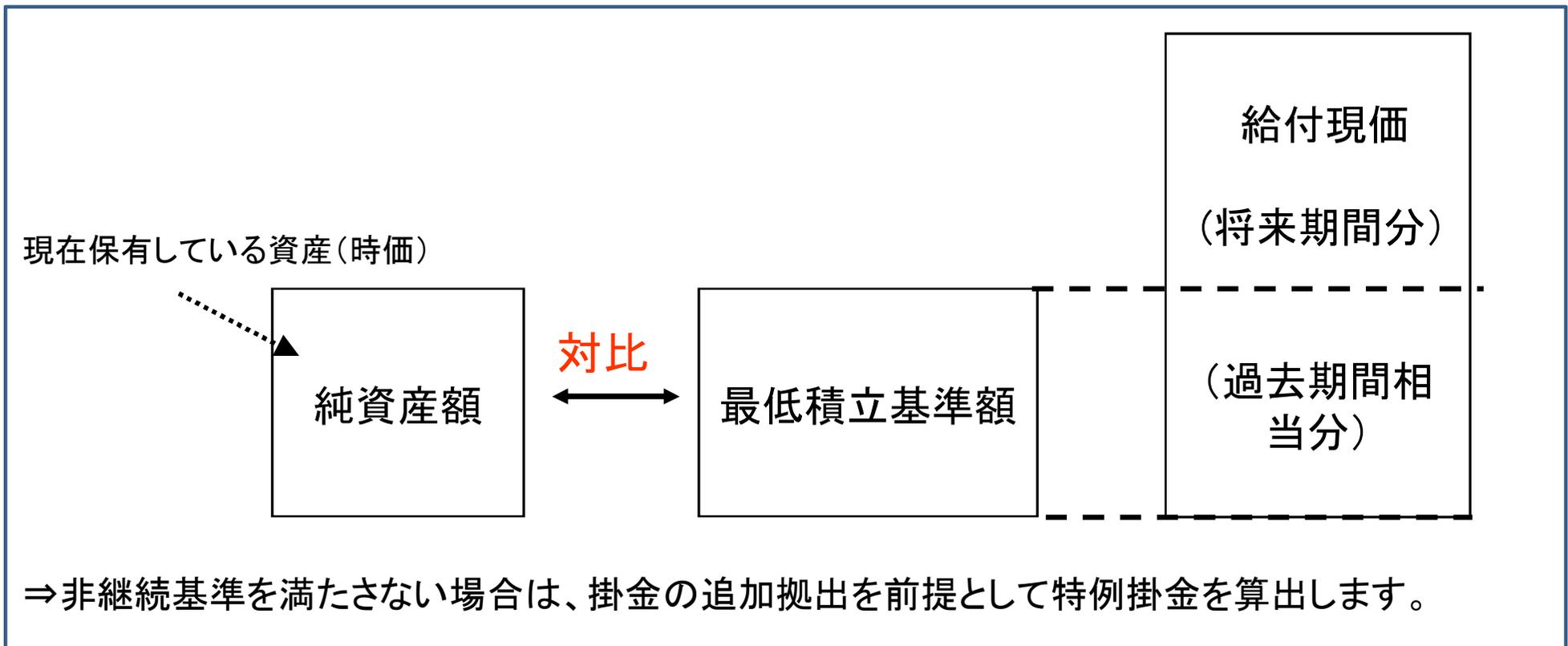


⇒純資産額の不足額が許容繰越不足金を超えているため、掛金の見直し(財政再計算)が必要

4. 「非継続基準の財政検証」

DB制度を終了した際に、加入者等に支払わなければならない「最低積立基準額」が財政決算日時点で年金資産として積み立てられているか検証することを「非継続基準の財政検証」といいます。「純資産額(時価)」と「最低積立基準額」を使用し、積立水準が1.00(100%)を下回る場合(純資産額が最低積立基準額を下回る場合)、非継続基準を満たさないこととなります。

【 非継続基準の積立水準 = 「純資産額(時価)」÷「最低積立基準額」 】

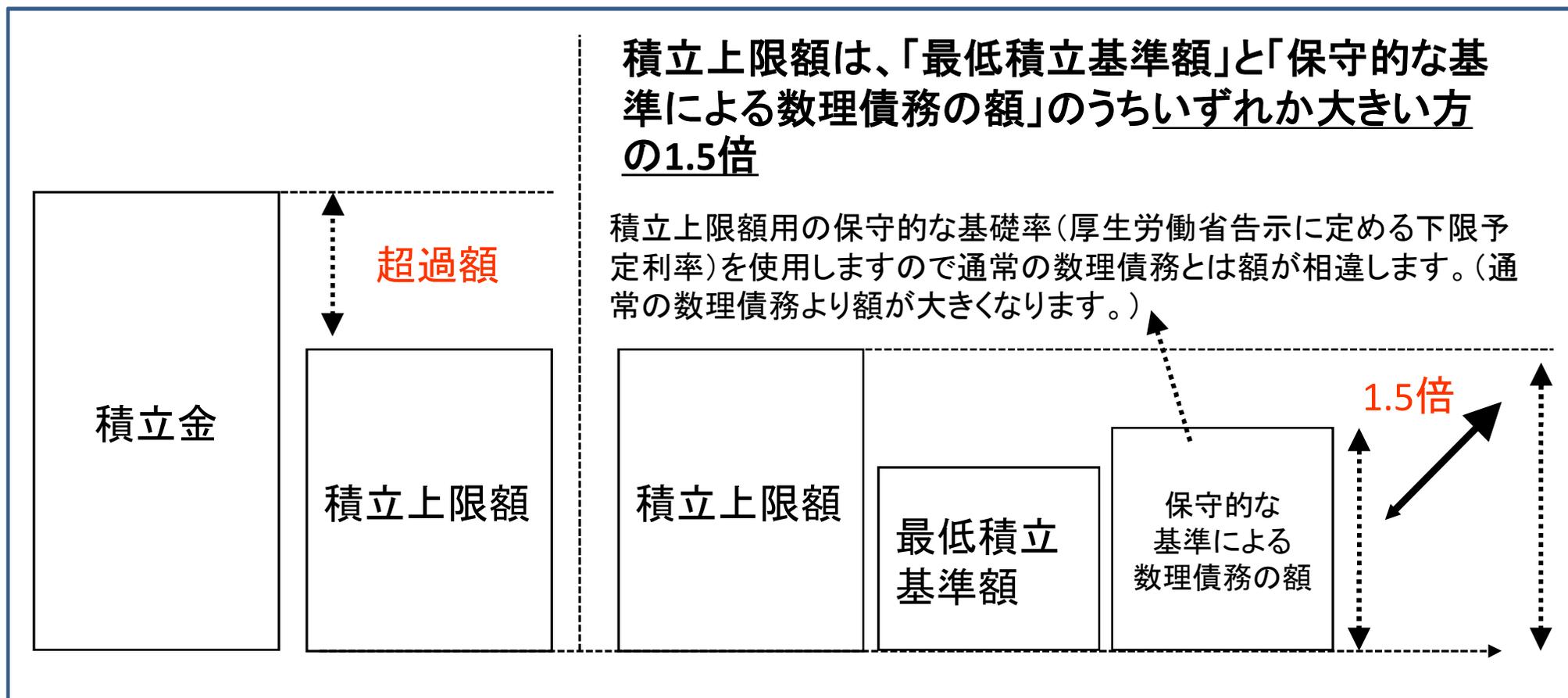


5. 「積立超過の財政検証」

「受給権保護の観点からは積立が大きいほど望ましいが、税務面からは十分な積立があるにもかかわらず無条件に掛金の払込みを認めることに問題がある」との考え方から、積立金と積立上限額とを比較検証することを「積立超過の財政検証」といいます。

積立金 > 積立上限額の場合、掛金額の調整を行います。

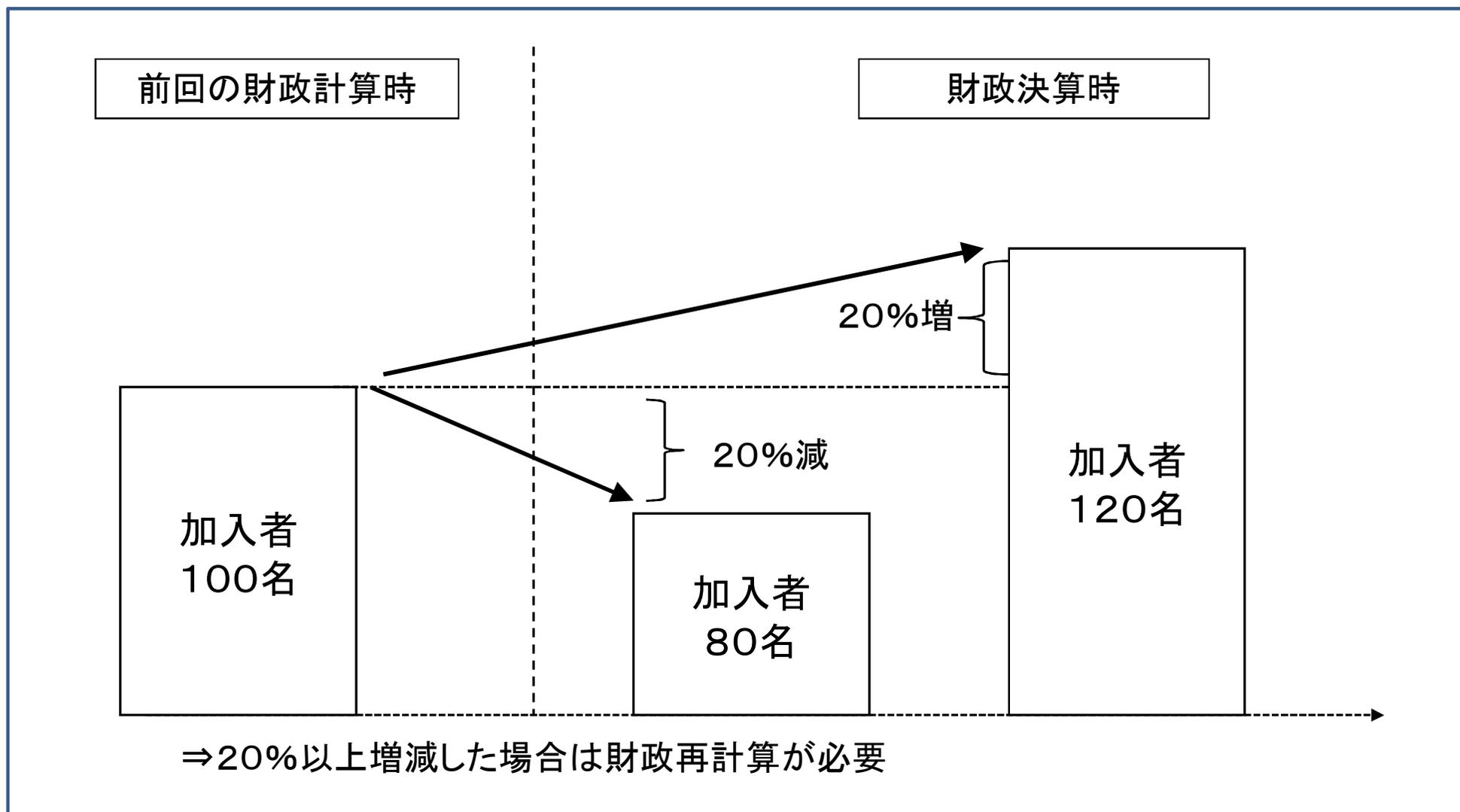
積立超過額とその利息相当額の合計額を、遅くとも翌々事業年度最初の掛金から翌々事業年度終了までの間(1年間)に、均等に掛金から控除しなければなりません。



6. 「加入者数大幅変動の検証」

財政決算時の加入者数が前回財政計算の基準日から大幅に変動したか確認することを「加入者数大幅変動の検証」といいます。

大幅に変動した場合には財政再計算を実施します。



あなたの未来を強くする



お届けしたのは・・・

●本冊子は法令および各地方厚生（支）局からの指導事例等に基づき作成していますが、内容は平成30年3月現在のものであり今後変更になることがあります。